

要 請 書

沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第10号
令和 年 月 日

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県は、国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎませんが、在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、米軍の活動は、航空機事故や日常的に発生する航空機騒音、自然環境の破壊など、周辺住民をはじめ、県民の生活に様々な影響を与えております。

特に、普天間飛行場は、市街地の中心に位置し、住民生活に著しい影響を及ぼしており、同飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含めた危険性除去は県民の強い願いであります。

また、嘉手納飛行場周辺では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-22戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100デシベルを超える騒音が幾度も発生し周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

このように、基地から派生する問題が広範多岐にわたり、年々深刻化する状況に鑑み、本協議会は基地問題の解決促進に関する要請を行っております。

我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

国におかれては、長年にわたって過重な基地負担を強いられ続けてきた沖縄県民の切実な要望に応え、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、着実に諸課題の解決を図っていただきたいと考えております。

つきましては、米軍基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

- I 米軍基地負担の軽減について
 - 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
 - 2 更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について
 - 3 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
 - 4 オスプレイの配備について
 - 5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
 - 6 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
 - 7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
 - 8 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について
 - 9 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
 - 10 訓練水域・空域の削減等について

- II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

- III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について
 - 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
 - 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

- IV 安保関連3文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について

I 米軍基地負担の軽減について

1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 請

- ア 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施するとともに、再編計画の在沖米海兵隊約9千人の移転計画を明らかにすること。
- イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（以下「統合計画」という。）については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明・更新を行うこと。
- ウ 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県及び関係市町村の意見を聴取する場を設けること。
- エ 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講ずること。
- オ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと。また、国有地の活用及び返還時期等について地元の意向に配慮すること。
- カ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- キ 駐留軍等労働者の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。

理 由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

統合計画に基づく在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えると同時に、沖縄の振興発展の将来を左右す

る大きな転機になることから、日米両政府により確実に実施される必要があります。

在沖海兵隊の国外移転については、統合計画の進展に支障をきたすことがないように、速やかに開始する必要があります。

令和5年1月の日米安全保障協議委員会（2プラス2）共同発表において、「再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留する。第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編される」と示されましたが、この米軍再編においては、2012年に在沖海兵隊約9千人のグアムを含む国外移転が合意され、2024年からグアム移転が開始されると説明はあるものの、それ以外のハワイ、米本国等への具体的な移転計画は示されておられません。

つきましては、「再編の実施のための日米ロードマップ」でグアムに移転することとされていた第12海兵連隊が海兵沿岸連隊に改編されることにより、移転計画全体が遅れることがないようにするとともに、在沖海兵隊9千人の移転計画を明らかにする必要があります。

統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があり、政府において十分な説明を行う必要があります。

また、統合計画で示された施設・区域の返還時期について、3年ごとに更新され、公表されるとしておりますが、発表から9年以上経過した現在でも更新されておられません。

統合計画の実施に当たっては、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることから、マスタープランの作成等について県及び関係市町村の意見を聴取する場を設ける必要があります。

また、政府の責任において、移設先における交通渋滞等の諸課題の解決を図ることや、新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること、地元の意向を反映させ計画的に実施すること及び移設先

の地元の要望については具体的な支援策を講ずる必要があります。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報を提供するとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮、文化財調査専門員の確保などへの支援を行う必要があります。

駐留軍等労働者は、在日米軍の安定的な駐留及び円滑かつ効果的な運用を支え、日米安全保障体制を維持する上で大きく寄与しており、本県には、駐留軍等労働者全体の約35パーセントを占める約9千人がおります。

統合計画の実施に当たっては、駐留軍等労働者の雇用確保のため、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行う必要があります。

2 更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について

要 請

- ア 在沖米軍基地の整理・縮小を一層進めること。整理・縮小を行うに当たっては、SACO合意から27年、在日米軍再編計画の合意から17年が経過しても、依然として在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが本県に集中していることや沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄」をあるべき県土の姿としていること等を踏まえ、在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現すること。
- イ 在沖米軍基地の整理・縮小と併せて、駐留軍等労働者への影響が最小限になるよう雇用対策を行うこと。
- ウ 「再編実施のための日米のロードマップ」に続く在沖米軍基地の整理・縮小について、次期日米防衛政策見直し協議（DPRI）や日米安全保障協議委員会（2プラス2）等で積極的な協議を行うこと。その際、日米両政府に沖縄県を加えた三者で協議を行う場を設けること。
- エ 沖縄の基地負担の増加につながる米軍基地の運用の変更は行わないこと。

理 由

SACO最終報告や沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画による返還が全て実施されたとしても沖縄の米軍専用施設面積の割合は、全国の69パーセント程度にとどまり、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあることから、更なる返還が必要であると考えております。

SACO合意から27年、在日米軍再編計画の合意から17年が経過し、この間、アジア太平洋地域の安全保障環境が大きく変化し、中国などのミサイル能力の向上に対して、米軍は部隊の分散化を検討していることを踏まえ、更なる在沖米軍基地の整理・縮小を検討する時期に来ております。

さらに、沖縄県は沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」としていることなどを重く受け止めるべきであります。

米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、具体的な数値目標を日米両政府において設定し、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定する必要があります。その数値目標の設定に当たっては、沖縄県や市町村の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

SACO最終報告における在沖米軍基地の整理・縮小や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還においては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、多くの県民が望まない移設が進められたり、また、北部訓練場の過半の返還においては東村高江集落の周辺にヘリパッドが集中することとなり、激しい騒音が発生するなどの問題が起こっております。

このため、今後、在沖米軍基地の整理・縮小を検討するに当たっては、沖縄県外への移設を前提とする必要があります。

更なる在沖米軍基地の整理・縮小にあたっては、駐留軍等労働者に対する影響を最小限にし雇用不安を与えることのないよう、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつ、きめ細かな雇用対策を行う必要があります。

在沖米軍基地の整理・縮小については、近年のアジア太平洋地域における安全保障環境の変化や米軍の戦略を踏まえても実行可能であり、日米安全保障体制の維持やアジア地域の安定のためにも有益であると考えております。

日米両政府は、地元の意見を建設的な意見と捉え、次期DPRIや2プラス2等において積極的な協議を行う必要があると考えております。

平成8年のSACO最終報告や平成25年の統合計画においては、計画の決定に沖縄県や地元市町村が関与できなかったため、地元の意向が十分反映されませんでした。このため、SACO以降の基地の整理・縮小の検証及び今後の沖縄の負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた三者で協議を行う場を設ける必要があると考えております。

米国がアジアに配備を計画しているとされる中距離ミサイルについて

も、米側は沖縄への配備については現時点において計画はないとしておりますが、沖縄県への配備が計画された場合は、新たな基地負担となり、県民の平穏な日常生活が不安にさらされることとなることから、断固反対いたします。万が一これが現実計画された場合、県民の反発が日米安全保障体制の維持に大きな影響を与えることは自明であります。

また、令和5年1月の日米安全保障協議委員会（2プラス2）では、キャンプ・ハンセンの第12海兵連隊を2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編するとされております。これによる兵員数の増加はないとされておりますが、海兵隊の再編による基地負担の増加は、あってはならないと考えております。

3 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

要 請

ア 普天間飛行場の問題の原点に立ち返り、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外・国外移設及び早期返還に取り組むこと。

イ 速やかな運用停止の期限を設定し、確実に実現するよう取り組むとともに、返還までの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。

理 由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しただけでなく、平成29年12月には普天間第二小学校の校庭に大型ヘリの部品が落下する事故、令和元年6月には大型ヘリの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故、8月には大型ヘリの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故、令和3年11月にはオスプレイから宜野湾市の住宅地に金属製水筒が落下する事故が発生するなど、普天間飛行場所属機は、墜落、不時着、炎上、部品落下などの事故を繰り返しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は宜野湾市民のみならず県民の強い願いであります。

しかし、日米両政府において普天間飛行場全面返還が合意されてから27年経過した今なお、返還は実現しておらず、周辺住民の我慢や負担はすでに限界を超えております。

普天間飛行場の問題の原点は、市街地の中心に位置し、人命の危険への懸念が強い普天間飛行場の危険性の除去や、基地負担軽減であります。

普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。

す。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、地元の切実な思いをしっかりと受け止めて、普天間飛行場の負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識の下、危険性の除去及び騒音の軽減等の基地負担軽減に、危機感をもって取り組む必要があります。

政府においては、平成19年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了し、また、平成26年8月、KC-130空中給油機15機の岩国飛行場への移駐を完了したとのことであります。地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、これらに加えてオスプレイの県外拠点配備や所属航空機の県外・国外への長期にわたるローテーション配備等更なる抜本的な改善措置を早急に講ずる必要があります。

また、同飛行場の5年以内運用停止の期限が経過していることから、新たな返還期限の設定及び速やかな運用停止の実現についても強力に取り組む必要があります。

4 オスプレイの配備について

要 請

- ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
- イ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響調査の進捗状況を公表し、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- カ オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
- キ 環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果を踏まえて環境保全措置を講ずること。

理 由

平成24年9月、日米両政府は、オスプレイの飛行運用に当たって最大限の安全対策を採ることに合意したとしておりますが、同年12月に沖縄県が求めた飛行状況の検証に対し、平成25年7月30日に日本政府は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識していると回答しております。

米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消に繋がるものではなく、政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであります。

本協議会は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにもかかわらず、平成25年8月までに24機のオスプレイが配備されております。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、令和4年6月には米カリフォルニア州南部で墜落事故を起こしました。

平成30年2月には、オスプレイから落下した部品が伊計島の西海岸に漂着したほか、同年4月、8月及び10月に奄美空港に緊急着陸しました。

令和3年8月には、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故が、同年11月には宜野湾市の住宅街に水筒が落下する事故が相次いで発生しております。

こうした事案が発生するたびに県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。

また、令和4年6月の米カリフォルニア州での墜落事故に係る事故調査報告書では、事故原因は、パイロットの操縦や整備ではなく、ハード・クラッチ・エンゲージメント（HCE：プロペラとそのエンジンをつなぐクラッチが離れ、再結合する際に衝撃が発生する現象）による機械的な故障であり、一定の使用期間を経過したクラッチ関連の部品を交換することで、HCEの発生を大幅に軽減できるとされていますが、問題が完全に解決されたとは考えられず、県民の不安は一向に払拭されておられません。

平成24年11月に沖縄県が実施した調査において、オスプレイが発する低周波音のレベルは、他の米軍機に比べて高い数値を示すことが確認されるなど、これまで以上に日常生活への影響が懸念されております。

また、キャンプ・ハンセンや北部訓練場など、住宅等に近い着陸帯での運用における低空飛行やつり下げ訓練等は、付近住民などに不安や騒音被害などの影響を及ぼしております。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を強いられ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイの追加配備により、依然として負担軽減は現れておらず、その認容は限界に達しております。

つきましては、オスプレイの県外配備の早期実施や訓練移転など、実効性のある措置を講じていただく必要があります。

また、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守や飛行実態の確認、住民地域に隣接する着陸帯での離発着などの運用停止など、具体的な措置が必要であります。

さらに、政府において収集中であるオスプレイの運用に伴う低周波音の

測定や人体及び環境に与える影響調査について進捗状況を公表するとともに、早急に環境基準の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

平成27年10月14日、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」により、沖縄の訓練場を使用することが示されました。

政府は、沖縄の負担軽減のため、沖縄に配備されたオスプレイの訓練等の約半分を県外で行うこととしておりますが、このような中、CV-22オスプレイの沖縄県での訓練が実施されることは、負担軽減に逆行するものであります。

令和3年3月24日には、嘉手納飛行場に飛来していたCV-22オスプレイ2機が、嘉手納町住宅地上空を何度も飛行した上、住宅地域から近い基地内上空でつり下げ訓練を実施しており、あまりにも激しい騒音に訓練が実施された1時間間に22件もの苦情が寄せられるなど、地域住民に大きな被害を与えました。

また、嘉手納飛行場は令和3年からCV-22オスプレイに加え、CMV-22オスプレイも飛来するようになり、飛来回数は過去最多の17回となっております。

さらに、令和4年は令和3年を上回り、令和5年も同様のペースでオスプレイが飛来しており、同飛行場におけるオスプレイの運用が今後も増加し、実質的に同飛行場にオスプレイが配備されているのと変わらない状況になることを強く懸念しております。

オスプレイの訓練等により、基地負担が増大することがないように取り組む必要があります。

オスプレイの配備に当たりましては、大統領令12114号「連邦政府による主要な行動による海外での環境への影響」等に基づき、環境レビューが実施されておりますが、オスプレイの運用後、環境レビューの検証については公表されておられません。平成27年2月からは、北部訓練場着陸帯N4地区が、平成28年12月からはN1、G、H地区が提供されており、環境レビューにおける運用回数は一つの着陸帯当たり420回とされておりますが、近接する地区においては、大幅に騒音の回数が増加しております。

つきましては、環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に応じて環境保全措置を講ずる必要があります。

5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 請

- ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すこと。
- イ 飲酒運転の防止について、実行性のある対策を講ずること。
- ウ 米軍人・軍属等の研修・教育については、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善すること。
- エ 事件等の再発防止策について、日米両政府でその実効性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずるとともに、犯罪抑止力につながる防犯カメラの設置の充実・強化に係る予算の確保を図ること。

理 由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件等が跡を絶たない状況が続いております。

米軍人・軍属等による刑法犯罪は、復帰から令和5年3月末現在で6,163件に達しており、このうち殺人、強盗、強制性交等の凶悪事件が584件発生しております。

令和4年は、2月に那覇市において在沖海兵隊員による暴行・傷害事件が、12月には金武町において建造物侵入・傷害事件が発生したほか、暴行、傷害、住居侵入などの刑法犯罪が54件発生しております。

また、令和3年1月に那覇市で米海兵隊員が強制わいせつ及び公務執行妨害で検挙される事件が発生、4月に米軍属による強制性交等未遂事件が発生するなど、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えております。

加えて、米軍関係者による飲酒運転をはじめとする道路交通法違反が令和4年は57件発生し、平成30年からの直近5年間で最多となっております。

このような事件等が二度と起きないように、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すことに加え、事件・事故を起こした米軍人・軍属等の処分・処罰の公表など、情報を開示し、透明性の確保に努め、米軍人・軍属等の研修・教育について、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善するとともに、ゲートチェックのあり方やリバティ制度の運用実態の検証などを行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止対策や平成28年にうるま市で発生した米軍関係者による痛ましい事件を受けて、沖縄県における犯罪抑止に関する対策として平成29年度に設置した防犯カメラのリニューアル及び緊急性の高い箇所への新設（増設）等による具体的な対策を講ずるとともに、耐用年数が到来する令和7年度までに十分な予算の確保に努める必要があります。

6 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 請

- ア 訓練場の能力を超える訓練を廃止すること。
- イ 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- ウ 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供すること。
- エ 提供施設・区域外において低空飛行を含めた一切の訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練施設内であっても住宅地付近、定期船や漁船が航行する水域など、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すこと。
- オ 学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避すること。
- カ 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。
- キ 演習等による事故が発生した場合は正確な情報を迅速に提供すること。また、事故調査結果を速やかに公表し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講ずること。さらに、演習等の関与が疑われる事案が発生した場合においては当該演習等を中止し、原因究明のための調査等の協力を行うこと。
- ク 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、新たな協議会を設置すること。
- ケ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理 由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、

現在も演習関係の事故等は跡を絶たない状況が続いております。

実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月に恩納村、平成30年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後673件の山林・原野火災が発生する（令和5年4月末現在）など事故も相次いでおります。

それ以外の訓練・演習についても、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成29年11月、平成30年4月、平成31年4月、令和3年9月・伊江島）、フェンス外への重量約800キロの物資落下（平成26年4月・伊江島）、提供施設外への照明弾落下（令和元年12月・金武町）などが発生しております。

沖縄の米軍の訓練場は、住民が生活する地域と隣接しているため、事故が発生した場合、県民の生命・財産に関わる大きな事故につながる可能性が高く、このため、訓練場の能力を超える訓練については、廃止するべきであります。

米会計検査院などは、沖縄は演習場として狭く市街地に近いため、海兵隊の訓練に制約となっていると報告しており、米軍の運用上も県外・国外の広い訓練場を利用することが求められていると考えております。

訓練・演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容を事前に公表する必要があります。

米海兵隊は、令和3年11月から令和5年3月まで、輸送又は訓練のため、那覇港湾施設にMV-22オスプレイ及びCH53ヘリコプターを飛来させております。

政府は、同施設にオスプレイ等が飛来したことについて、いわゆる「5.15メモ」の使用主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら、本協議会としては、市街地に位置し、多くの民間機が離

着陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後50年間行われてこなかったこのような運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できません。

つきましては、那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供する必要があります。

令和2年12月末から令和3年2月にかけては、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦航空団所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練、名護湾での吊り下げ訓練（令和4年3月）が実施されております。また、吊り下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）、トリイ通信施設の西側沖約1,300メートルへの物資の落下（令和2年2月）、渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍事用コンテナの落下事故（令和3年7月）なども発生しております。特に、トリイ通信施設の管理着陸帯においては、令和2年8月以降ヘリコプターによる物資や人員の吊り下げ訓練の頻度が増しております。これらの提供施設・区域外における低空飛行訓練、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地上空や民間地域周辺での吊り下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、住民の生活環境に大きな影響を与えます。

また、令和4年11月には提供施設・区域外の久場島周辺水域でボート訓練が計画されておりました。沖縄には広大な提供施設、区域が存在しており、米軍の訓練は当然その中で検討されるべきです。

さらに、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

加えて、津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練は、定期船や漁船などが航行する水域での訓練となっており、重大な事故に繋がるおそれがあることから、漁業関係者をはじめ県民に大きな不安を与えています。

つきましては、提供施設・区域外において一切の訓練を実施しないこ

と、特に、県民の安全確保及び生活環境に配慮する観点から、提供施設・区域外における低空飛行訓練及び住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止、定期船や漁船などが航行する水域での訓練中止、事故原因の説明と実効性のある再発防止措置の実施及びその公表が行われる間の訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直す必要があります。

令和3年11月には宜野湾市の住宅街にMV-22オスプレイから水筒が落下する事故が発生し、令和元年6月にはCH-53Eヘリコプターの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故が発生し、同年8月には窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故が発生しております。平成29年には普天間第二小学校に窓枠が落下し、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、これらの一連の事故は県民にとって大きな不安を与えるもので、極めて遺憾であります。特に、学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことでもあります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、学校や病院等を含む住宅地の上空の飛行を避けるべきであります。

嘉手納飛行場ではSACO最終報告の趣旨に反し、度々パラシュート降下訓練が実施されており、中止要請や抗議を無視し強行される訓練に、地元は強い危機感を持っております。

令和2年7月9日の実施を最後に、嘉手納飛行場において同訓練は実施されておりませんが、例外的な場合であっても嘉手納飛行場において同訓練を今後も実施しないよう、引き続き認識を共通とする必要があります。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成28年12月の名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53の不時着炎上事故、平成30年6月の沖縄本島南部の海上でのF-15戦闘機の墜落事故、同年11月の那覇から東南東の海上でのF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故、令和3年6月の津堅島でのUH-1Yヘリコプターの不時着事故、令和4年5月のFA-18の燃料タンク投棄

による東村海岸への漂着などを含め、復帰後891件（うち49件が墜落事故）が発生しております（令和5年4月末現在）。

特に、平成30年にはF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故が相次いで発生し、十分な説明がないまま、同機種の飛行及び訓練が行われるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民は不信感を抱いております。

演習等による事故が発生した場合は、正確な情報を迅速に提供する必要があります。また、事故調査結果を速やかに公表し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講ずる必要があります。

県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、政府レベル、現地レベルの新たな協議会を設置する必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行う必要があります。

7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要 請

- ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、その結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講ずること。さらに、両飛行場においては、所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備を行うことや外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。
- イ パパループ（通称）への防錆整備格納庫移設計画に対する地元の懸念を払拭するための確実な措置を講ずること。
- ウ パパループ（通称）における航空機の使用を禁止すること。また、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、騒音発生を伴う航空機等の使用を行わないこと。
- エ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において当該措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表すること。
- オ 夜間騒音による健康への影響を調査し、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- カ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- キ 米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- ク 嘉手納飛行場において航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、排気ガスに伴う悪臭の防止のための有効な対策を講ずること。
- ケ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化、十分な防音工事予算の確保等、騒音対策の強化・拡充を図ること。

- コ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- サ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。
- シ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。
- ス 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

理 由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところでありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、常駐機や国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの調整が頻繁に行われるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、その結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講ずる必要があります。また、県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行う必要があります。

令和5年4月28日、政府から日米の協議結果として、防錆整備格納庫を

当初計画通りパパループに建設するとの方針が県及び地元嘉手納町へ伝えられました。

地元嘉手納町からは、この結論は、政府が日米外相会談及び日米防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最小限にするための措置を確認した上で出したものであることから、尊重すべきであるとの意見があります。一方で、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの地元住民の懸念が残されております。

については、安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く懸念を払拭するための確実な措置を講ずることを求めます。

嘉手納飛行場のパパループ（通称）は、第353特殊作戦航空団区域の開発計画に伴いMC-130特殊作戦機の一時的な駐機場として使用されているほか、外来機の使用も確認されております。また、パパループにおいては、整備予定の施設が完成していないことを理由に、当初予定されていた期間より1年以上使用期間の延長がなされており、使用終了の目途は立っておりません。パパループは住宅地域に隣接しており、騒音や排気ガスの悪臭被害の増加に繋がっているため、地元住民からは1日も早く元の状態に戻して欲しいと強い要望があります。しかしながら、これまでにパパループでの使用が見られなかったUH-1、AH-1等といった様々な機種が同地区内で運用されているのが見受けられ、同地区の使用が恒常化しないか懸念されます。今後、恒常的に使用が行われないよう適切な対策を講ずる必要があります。

また、平成29年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび外来機により使用されていることから、SACO合意を遵守し、再発防止策を講ずる必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、特に夜間に発生する騒音は住民にとって大きな負担となっております。

嘉手納飛行場周辺では、かねてから甚大な騒音被害が生じているとこ

ろ、F-15C/D戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、令和5年3月28日には特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機12機が飛来しており、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、航空機騒音規制措置の効果について日米合同委員会で検証し、その結果を公表する必要があります。

夜間・早朝の飛行に伴う航空機騒音については、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されるため、夜間騒音による健康への影響を科学的に調査する必要があります。また、夜間騒音の評価に適した指標を環境基準として設定するなど、適切な措置を講ずる必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地等上空の飛行に関し、効果的な対策を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表する必要があります。

普天間飛行場周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、住民から米軍機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活及び健康への影響が懸念されております。

このため航空機排気ガス防止対策として、排気ガスの悪臭の主な原因となっているE-3早期警戒管制機の駐機場を住民居住地域から距離を置くように駐機場所を移転させる等の有効な対策を講ずる必要があります。ま

た、当該排気ガスによる大気汚染の実態を把握するための常時監視調査等の実施及び健康被害や人体に及ぼす影響について調査を行う必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 L den62デシベル（75WECPNL）から環境基準値 L den57デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図る必要があります。

また、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努める必要があります。

航空機騒音によって、子ども達の心身に与える悪影響が懸念されているところですが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設等は補助の対象外とされています。

認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、すべての認可外保育施設を認可保育所と同様の基準で防音対策事業の補助対象施設とし、補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか空調設備の維持費も含める必要があります。

学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象とする必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システム設置助成の制度化について引き続き検討を行う必要があります。

米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、実態把握のための継続調査や健康への影響評価等の必要な調査を地方公共団体が実施した場合、基地の提供責任者である日本政府の責任において十分な財政措置を講ずる必要があります。

8 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について

要 請

- ア 伊江島補助飛行場における夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を回避するなど、騒音対策の強化を図ること。
- イ 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止し、夜間早朝の飛行及び住宅地・ダム上空での飛行を回避するための対策並びに実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。
- ウ 米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- エ 在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。

理 由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっておりますが、とりわけ米軍の訓練飛行や実弾射撃訓練等による騒音は地域住民の生活環境に深刻な影響を与えております。

伊江島補助飛行場においては、伊江村西崎区・真謝区の航空機騒音測定結果によると、平成29年度の騒音回数は合わせて5,065回であったのに対し、平成30年度のLHDデッキの改修後、令和元年度は10,059回、令和2年度は10,544回、令和3年度は9,821回、令和4年度は10,652回と平成29年度から比べると2倍近くの騒音回数が記録されています。また、F-35B戦闘機の訓練に対する騒音苦情が増加しており、離着陸訓練が令和3年には99回、令和4年は4月に147回、10月には6日間で301回確認されており、100デシベル以上の騒音が飛行訓練時に連続的に計測されていることから、飛行訓練が激化しており、地域住民への負担軽減を考慮し、夜間運用時間について夜8時まで短縮するとともに侵入経路及び場周経路等を遵守し住宅地上空の飛行を行わないよう徹底する等、適切な騒音対策を講ずる

必要があります。

北部訓練場においては、東村高江区牛道集落の航空機騒音測定結果によると、平成26年度の騒音回数は1,474回であったのに対し、平成27年2月のN-4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降はこれが増加し、令和4年度は3,969回となり、また夜間早朝（22時～7時）の回数が令和3年度は70回であったのに対し、令和4年度は164回と倍増しています。住宅地域に近い着陸帯等で行われる訓練は、住民の生活に大きな影響を及ぼしていることから、適切な対策を講ずる必要があります。

名護市が設置している航空機騒音測定器の測定結果によると、令和4年度の航空機騒音回数が最も多かったのは久志地区における2,726回となっております。また、名護市が設置している実弾射撃訓練、廃弾処理等騒音測定器の測定結果によると、令和4年度の実弾射撃訓練、廃弾処理等騒音回数が最も多かったのは久志地区の134回で、騒音最大値は久志地区で102.4デシベルを測定しており、地域住民からの苦情や不安の声が増加しております。さらに、平成30年6月には、名護市数久田において流弾事故が発生するなど、実弾を使用した射撃・砲撃訓練等に伴う被害が相次いで発生しており、県民に大きな不安を与えています。

キャンプ・ハンセンの宜野座村城原地区における航空機騒音測定結果によると、令和3年度の騒音回数は4,172回であったのに対し、令和4年度は4,353回に増加しており、22時から7時までの深夜帯においても、令和3年度は352回であったのに対し、令和4年度は369回と増加しており、地域住民にとって大きな負担となっております。また、平成29年3月には、住宅地に近いLZファルコン周辺の訓練場内で、ヘリコプターにつり下げられたタイヤが落下する事故などが発生しており県民に大きな不安を与えています。

つきましては、住宅地域に近い北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス及びガンダー、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用を中止し、住宅地及びダム上空の飛行、夜間早朝の飛行を回避するための対策を講ずる必要があります。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練、廃弾処理等について

は、爆発音や振動による安全対策や騒音対策を強化する必要があります。

演習場周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されており、近年、県内各地から苦情や不安の声が増加していることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

米軍基地の運用に伴う航空機騒音や環境汚染等の様々な問題を解決するためには、米軍基地の整理・縮小とともに、県外又は国外への分散移転・ローテーション配備など地元が負担軽減を実感できる更なる取組が重要であります。

分散移転等については、アジア太平洋の安全保障環境の変化に伴い、米軍の戦略が「集中から分散」へと大きく変化している状況を勘案すると、米国側の理解も得られると思料しています。現に第38代米海兵隊総司令官バーガー大將は、「海兵隊はインド太平洋の部隊を分散しなければならない」などと繰り返し述べていると承知しています。

平成9年まで沖縄県で実施されていた県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への訓練移転については、複数の自衛隊基地で訓練が行われることにより、地元への影響も分散されていると承知しております。このことから、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討する必要があると考えております。

また、海兵隊の海外でのローテーション配備について、既に実施しているオーストラリアに加え、フィリピンなど他のアジア太平洋地域諸国に展開することは、在沖米軍基地の整理・縮小を行う上でも大変重要であると認識しております。

9 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要 請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化すること。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、その結果について、迅速に県及び関係市町村に説明すること。
- エ 嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、基地内にある全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表するとともに、基地内の泡消火剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること。また、PFOS等を含む泡消火剤の使用の禁止、汚染の原因究明と科学的知見に基づく浄化対策、住民を対象とした健康に係る調査、対策に係る費用負担、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理など、適切な対応策を講ずること。

また、高濃度のPFOS等の汚染源の究明等のため、平成28年6月の嘉手納飛行場内の立入申請をはじめとして、これまで複数の立入申請を行ってきたが認められていないため、速やかに米軍基地内への県及び関係市町村の立入調査を認めること。

日本政府が令和5年1月に設置したPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議等の検討結果を踏まえて速やかに水質に係る基準値等を設定すること。加えて、令和5年3月14日に米国環境保護庁が公表した有機フッ素化合物に関する第一種飲料水規則案の詳細と背景を調査・分析するとともに、日本政府の対応方針等を定め、公表すること。また、PFOS等に関する土壌環境基準及び基準超過土壌の浄化方法等を早急に設定し、公表するとともに、地方公共団体が土壌調査等を行った場合

は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

オ 解体等工事における飛散性・非飛散性アスベスト含有建材の有無については、令和4年4月の改正大気汚染防止法施行により元請業者による都道府県知事等への事前調査結果の報告が義務化され、米軍直轄工事においても同様に報告の必要があることから、発注者である米軍に対し当該報告が確実に行われるよう周知し、関係地方公共団体による立入調査ができる仕組みを確立すること。

カ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講ずること。

キ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。

ク 過去に本県の米軍施設及び区域内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行うこと。

ケ 米軍施設及び区域内で発生する廃棄物については、その排出抑制、分別の徹底によるリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物焼却施設等の整備を含め、日米両政府の責任で適正に処理すること。

コ 米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、処理期限を踏まえ、適正に処理すること。

サ 米軍施設及び区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の排水等監視調査を再開すること。

シ 米軍施設及び区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である国において、現場で土壌汚染調査や汚染除去等を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずるとともに、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築すること。

また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

ス 在沖米軍基地における新型コロナウイルス感染症については、基地内の米国人陽性者のゲノム解析等による変異株検査体制を早急に構築し、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に応じ、関係自治体へ速やかに

情報提供を行うこと。

また、駐留軍等労働者を含めた県民の不安を払拭する実効性のある感染防止対策を推奨するとともに、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本政府の措置と整合的な水際対策を講じること。

セ 米軍施設及び区域内の外来種の防除・侵入防止対策を徹底するとともに、外来種対策を関係自治体等と連携して実施し、本県の生活環境及び生態系の保全に努めること。

ソ 牧港補給地区内に棲息する生物並びに底質及び土壌中のPCB、DDT類、鉛、ダイオキシン、PFOS等の調査を実施し、その結果を報告するとともに、関係自治体の実施する調査に協力すること。汚染源が基地内と特定された場合は、基地周辺においても環境調査等を行い、適切な措置を講ずること。

また、米軍が実施した 2019 年の牧港補給基地の土壌調査の事実確認を行い、その土壌調査結果を公表し、関係自治体へ説明を行うとともに、汚染が確認された場合は、米軍に対し国防省訓令 4715.08「米国外の環境汚染の改善」（2018 年 8 月 31 日 改正 2 反映）に基づき環境汚染の改善を行うよう求め、改善した結果を公表すること。また、跡地利用にも支障がないよう、徹底した支障除去および実効性のある対策を講ずること。

なお、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

タ 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

チ 米軍、日米両政府及び関係自治体で構成する環境問題に関する協議の場を設置すること。

理 由

嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる負担を与えております。

また、キャンプ・シュワブ演習場など県内の米軍演習場の周辺地域については、米軍の射撃訓練や爆破訓練、廃弾処理（自衛隊の実施を含む）等

から発生する爆発音や振動により、周辺住民の生活環境に多大な影響が生じております。

特に、これら昼夜を問わない訓練等による騒音、航空機騒音の発生、排気ガス等の発生は、県民の生活環境に深刻な影響を与えております。

加えて、沖縄本島北部の東海岸では、陸域面積に占める米軍基地の割合が高いことから、基地内の赤土等流出防止対策が重要です。宜野座南東海域への赤土等流出量は減少しているものの米軍基地からの流出量が多く、また、久志～辺野古地先海域は米軍基地内からの赤土等流出量が増加していると考えられます。基地内からの赤土等流出が確認された際には、早急に対策を講ずる必要があります。

また、令和2年6月に発生した嘉手納飛行場内の危険物取扱施設火災に際しては、速やかな通報がなかったことから基地周辺住民をはじめ県民に大きな不安を生じさせております。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化する必要があります。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立入りを認める必要があります。

世界的に環境保護の重要性が叫ばれ、さらに沖縄本島北部が我が国最後と言われる世界自然遺産に登録されたなか、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

つきましては、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設する必要があります。

日米地位協定の見直し等が行われるまでの間、全ての環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に関係自治体等に説明を行う必要

があります。

比謝川や嘉手納井戸群において高濃度のPFOS等が検出されていることは、安全な水道水を安定的に確保する上で大きな支障となっております。また、普天間飛行場やキャンプ・ハンセン等の米軍基地周辺においては、湧水、河川等で高濃度のPFOS等が検出され、地域住民に大きな不安を与えております。

PFOS等については、発がん性やコレステロール値の上昇など健康への影響が懸念されており、令和2年4月1日に、水質管理目標設定項目として目標値を50ng/L（PFOS・PFOAの合計値）に、令和3年4月1日にPFHxSを要検討項目に追加する厚生労働省令等が施行されております。また、令和2年5月28日には、水質汚濁に係る環境基準の要監視項目として指針値（暫定）を50ng/L（PFOS・PFOAの合計値）とする環境省告示が施行されております。

つきましては、基地内における全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表するとともに、基地内の泡消火剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替える必要があります。また、基地内におけるPFOS等の使用の禁止や発生源を特定するための基地への立入り調査について日米両政府・米軍・沖縄県・地元自治体などの関係機関が連携を密にして取り組むとともに、国による原因究明及び当該目標値、指針値に基づく浄化対策、住民の不安を解消するための健康に係る調査の実施、県のPFOS等対策費用の負担、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理など、適切な対応策を講ずる必要があります。

県はこれまでに、基地周辺の湧水等から高濃度のPFOS等が検出されていることから、汚染源を特定するため、嘉手納飛行場については、平成28年6月及び令和2年5月に、普天間飛行場については、平成31年1月に、キャンプハンセンについては、令和3年12月に米軍基地内の立入申請をしておりますが、立入調査は実現していないことから、県及び関係市町村が求めている米軍基地内への立入調査を認めるよう求めているものであります。

加えて、国内外で有機フッ素化合物に関する飲料水の基準値等の設定が検討されるなかで、令和5年3月14日に米国環境保護庁は、有機フッ素化合物が人体に悪影響を及ぼす可能性が高いとして法的拘束力を持つ第一種飲料水規則案を公表しており、飲料水の安全性について県民が深く憂慮しているところです。

つきましては、日本政府において米国環境保護庁の第一種飲料水規則案の詳細と背景を調査・分析した上で、今後の対応方針等を定め、公表するなど、適切な対応策を講ずる必要があります。

また、PFOS等に関する土壌環境基準及び基準超過土壌の浄化方法等を早急に設定し、公表するとともに、緊急に地方公共団体が実施する土壌調査等に要する費用を国が負担するなど、適切な対応を講じる必要があります。

アスベスト除去作業については、令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行により元請業者が事前調査結果を都道府県知事に報告することが義務付けられ、また、法に基づく立入調査の申請も可能となりましたが、米軍に対する周知不足により米軍直轄工事において当該報告が滞ることが懸念されるため、法の周知を図り、当該報告を確実に行っていただくとともに、関係自治体による立入り調査ができる仕組みを確立していただく必要があります。

米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、共用の施設工事費のみならず工事後の施設の維持管理費を含め、必要な措置を講ずる必要があります。

普天間飛行場は、F/A-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する令和4年度航空機騒音測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講ずる必要があります。

本県の米軍施設及び区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、関係市町村では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行う必要があります。

米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者等によって収集運搬から処理・処分まで、行われていますが、分別が徹底されておらず、リサイクルや処理が困難となる場合があります。

また、県内には在沖米軍から排出される廃棄物の処理を請け負うことができる処理業者は限られており、当該処理業者の処理施設の不調等により、その処理が滞る事態が度々発生しています。

つきましては、廃棄物焼却施設の基地内への設置や処理が困難となった場合の県外搬出ルート確保等、処理体制の構築も含め、米軍基地から発生する廃棄物の適正処理を行う必要があります。

供用中の米軍施設及び区域の場合、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が処理を行っていますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物を日本国政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

一方、PCB特措法によりPCB廃棄物の処理には期限が定められていることから、処分期限に留意し、速やかに処分する必要があります。

今後、県内の米軍施設及び区域において返還された際に確認されるPCB廃棄物の処分期間が過ぎていた場合、処分することができず、沖縄防衛局が保管し続ける状況になることが懸念されます。

つきましては、処分期間を周知した上、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、返還前に米軍が適切かつ計画的に処分するよう政府から求める必要があります。

油類及び汚水等の流出事故については、令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場における泡消火剤漏出事故、令和3年6月のうるま市の陸軍貯油施設におけるPFOS等を含む水の漏出事故をはじめ、汚水やジェット燃料等が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生するなど、復帰後183件（令和5年4月末現在）が確認されております。

これらの河川や米軍基地内に点在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への悪影響も懸念されます。

それにもかかわらず、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55年度から国の委託事業で実施してきた米軍基地内の排水等監視調査は、平成26年度以降、米軍施設及び区域内で実施できておりません。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍が土壌汚染調査を実施せずに土壌を搬出したことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を与える恐れがあります。

また、令和2年4月の普天間飛行場からPFOS等を含む泡消火剤が同飛行場の外へ漏出した事故において、当事者である米軍や日本政府による除去作業は行われず、関係市町村や消防が対応することとなりました。

つきましては、今後航空機の不時着、炎上等の事故に際しては、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずる必要があります。また、提供施設外へ環境汚染物質等が漏出した際、その除去に当たっては、当事者である米軍や日本政府の責任で対応すべきと考えておりますが、効果的に連携を図り、汚染の拡散を最小限のものにすることが重要であるため、米軍、日本政府及び地元の関係機関との連携体制を構築する必要があります。

なお、県及び関係市町村が米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のあるPFOS等の環境汚染物質等の漏出を懸念して環境調査を実施しており、原因者でない県及び関係市町村が環境調査等の費用を負担していることから、その経費については、日本政府の責任で財政措置する必要があります。

在沖米軍基地においては、令和2年7月以降、普天間飛行場やキャンプ・ハンセン等において新型コロナウイルス感染症の感染が爆発的に拡がりました。令和3年12月にはキャンプ・ハンセンでクラスターが発生し、キャンプ・ハンセン以外の在沖米軍基地内においても感染が拡大しました。同時期には、キャンプ・ハンセンに勤務する海外渡航歴のない駐留軍等労働者が、県内で初めてとなるオミクロン株感染と判明する等、基地由来と思われる県内での感染拡大が問題となり、県民に大きな不安を与えました。

また、同時期の感染拡大の際には、ワクチン接種完了済みであることを前提に、出国時、日本到着直後ともにPCR検査をしていなかったなど、米軍における日本への入国時検査について、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになっております。

感染拡大防止のためには米軍との連携が不可欠であり、米軍基地内でもゲノム解析等による変異株検査体制を構築する必要があります。加えて、国内における感染拡大に繋がることのないよう、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本の措置と整合的な水際対策を徹底する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等の変化により、貨物流通量が復調傾向にあるなか、貨物等に紛れて外来種の生物等が沖縄に侵入・定着するリスクについて、適切に対策を講じる必要がある。外来種対策による生活環境及び生態系の保全は重要な課題であることから、米軍に対して対策の徹底及び関係自治体・関係機関との迅速な情報共有を図ること。

牧港補給地区周辺において、地方公共団体が行った独自の環境調査で、

捕獲されたハブからPCBやDDT類、鉛が検出され、同地区周辺の底質からも同様の物質が検出されています。

2019年10月に米海軍海兵隊公衆衛生センターがまとめた報告書によれば、同地区内の土壌から米国環境保護庁の定める基準を超過したダイオキシン類が検出されたとの報道があり、基地周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与えております。土壌中のダイオキシン類は溶出等により汚染を拡大させるおそれがあるため、基地返還時ではなく速やかに適切な措置を講ずる必要があることから、日本政府は米国による土壌調査について事実確認を行い、汚染の事実が確認された場合には、その土壌調査結果を公表し、関係自治体へ説明を行うとともに、国防省訓令4715.08「米国外の環境汚染の改善」（2018年8月31日 改正2反映）の「5.手順」の規定に基づき、環境汚染の改善に対処するための措置を講ずるよう米国に求め、加えて改善措置の結果を公表する必要があります。また、将来の跡地利用にも支障がないよう、徹底した支障除去および実効性のある対策を講ずる必要があります。

加えて、日本政府は汚染源が基地内と特定された場合は、市民の安心・安全のためにも、同地区周辺においても環境調査等を行い、適切な措置を行う必要があります。

なお、地方公共団体が環境調査等の費用を負担した際には、国の責任で十分な財政措置を講ずる必要があります。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を政府から求める必要があります。

米軍の運用は、情報開示が十分になされていないことから、米軍による環境保護のための取組をはじめ、汚染実態の把握等が困難な状況にあります。

このような状況の中、環境事故の発生は県民に大きな不安を与えるとともに、環境事故発生時における関係機関の効果的な連携に影響を及ぼすと考えております。

つきましては、在沖米軍、日本両政府及び関係自治体で構成する協議の場を設置し、環境問題に関する対策の強化を図る必要があると考えております。

10 訓練水域・空域の削減等について

要 請

- ア 沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。
- イ 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- ウ ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域及び漁業種類を拡大すること。
- エ 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

理 由

沖縄本島の周辺では、27か所の訓練水域と20か所の訓練空域が米軍に提供されており、訓練水域の面積は5万5千平方キロメートルで日本全体の訓練水域の実に約71パーセントが沖縄本島周辺に存在しています。また、訓練空域は約9万5千平方キロメートルに及び北海道の面積の約1.1倍に相当する広大なものであり、伊江島においては、空港の運航再開に大きな影響を与えております。さらに、訓練空域に加え、近年、「アルトラブ」と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されています。

例えば、普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたKC-130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っていると言われてるように、外来機の多くは沖縄近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練が目的であると考えられます。

これらのことから、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにする必要があります。

加えて、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、「アライバル・セクター」と言われる米軍優先空域が設定されており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が1,200フィート（約360メートル）以下の低高度に制限される管制業務上の措置が執られているとのことです。

今後、増大する航空需要への対応や航空交通の安全性や安定性を確保す

るため、沖縄周辺空域の航空管制の見直しや航空ルート拡大、伊江島空港における定期便の運航等に向けた弾力的な運用を検討する必要があると考えております。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、浮魚礁漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事故が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となる水域範囲が狭いことや、浮魚礁漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象区域及び漁業種類の拡大を求めます。

北部訓練場に所在する福地ダム及び新川ダム並びにキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な水源となっておりますが、日米地位協定第2条第4項(b)の規定により米軍が使用することが可能な状態となっております。

これらダムでの訓練は昭和63年以降行われておりませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に不安を与えるものであり、安全で安心して飲める水道水の安定供給を確保する観点から、これらのダムの米軍による共同使用の解除を求めます。

Ⅱ 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報含む。）などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を与えることがないように配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (3) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (4) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査する旨を明

記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を行うことや、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事、燃料流出等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を与える可能性がある事件・事故については、速やかに関連する情報を関係地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行うことや、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (4) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (5) 下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

ア 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、PFOS等やPCBを含む廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

イ 合衆国軍隊は、施設及び区域における全ての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

ウ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆

国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

- (6) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性あるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。

ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、令和元年度から本格的に再開したが、引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

- (1) 施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。
- (3) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。(再掲)

ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会または日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、令和元年度から本格的に再開したが、引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）

(1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止すること。また、合衆国軍隊が空港及び港湾を使用する場合は、国内法を適用する旨を明記すること。

(2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（課税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（歳出外資金諸機関）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（刑事裁判権）

(1) 合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

(2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。

(3) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

10 第18条関係（民事請求権）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

- (1) 日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。
- (2) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を与える事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

理 由

本県には戦後78年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、県民は過重な基地負担を強いられ続けております。

また、米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの基地から派生する事件・事故や環境問題、米軍人・軍属等による犯罪や、地域住民との生活トラブル等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、重要な課題となっております。

本協議会は、これまで、米軍人・軍属等による事件・事故が発生する度に、綱紀粛正、再発防止及び教育の徹底等を日米両政府等に何度も繰り返し強く申し入れております。また、再発防止について万全を期すことに加え、米軍人・軍属等による事件・事故の被害者への謝罪及び適切な補償を

速やかに行う必要があります。

このような中、平成28年4月に発生した米軍属による悲惨な殺人事件やオスプレイの墜落事故等により、県民の怒りは限界を超えつつあります。沖縄の現状を日米両政府は十分に認識し、日米地位協定を見直すとともに、基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に早急に取り組むことが、基地問題の抜本的な解決に繋がるものであります。

日米地位協定については、昭和35年に締結されて以来、63年もの間、一度も改定されておられません。日米両政府は「環境補足協定」や、「軍属に関する補足協定」を締結しておりますが、その実効性も十分とは言いがたい状況であり、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応されてきております。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、真摯に取り組む必要があります。

Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要 請

ア 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。

イ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用推進法」という。）に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。

また、返還予定区域に存在する可能性のある跡地利用推進法に定めのない化学物質等について、支障除去の対象物質とするよう同法の改正を行うこと。

理 由

駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の振興のための貴重な空間として、有効かつ適切な利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携し、高度医療・研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流・医療人材育成の3つの施策を柱とした「国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な財政支援等が必要です。

また、西普天間住宅地区跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されておりますが、拠点形成に向

けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要です。

令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（いわゆる「骨太の方針」）においては、沖縄健康医療拠点の整備を始めとした基地跡地の利用等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進するとされております。

以上のことを踏まえ、跡地利用推進法の基本理念に則り、今後とも、国、県、関係市町村の密接な連携により、駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進することが必要不可欠であります。

同法に基づき、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることとされていますが、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施するとともに、必要に応じて、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を実施する必要があります。

さらに、平成25年6月には米軍基地跡地に所在する沖縄市サッカー場の工事現場から、平成25年12月には読谷補助飛行場跡地の県営畑地帯総合整備事業施行区域内からダイオキシン類等が検出されたことから、事業進捗に多大な支障をきたしました。

つきましては、既に所有者等に引き渡された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずる必要があります。

なお、米軍基地内では、跡地利用推進法の調査項目となっていない化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に規定する第一種特定化学物質等や基地特有の化学物質が使われている可能性があり、国内の一般地域では想定されない土壌汚染が生ずることが懸念されるため、これらの化学物質等についても跡地利用推進法の調査項目とし、国による徹底した支障除去措置を講ずる必要があります。

支障除去措置を講ずるに当たり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環

境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要です。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要 請

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査又は工事实施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。
- イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の軽減及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理 由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにもかかわらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速かつ着実に進展させる必要があります。

なお、返還に至るまでの間、現地調査又は工事实施が可能な個所・区域については、県民生活の利便性向上等を早急に図る観点から、早期の現地調査と工事着手について協力する必要があります。

沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、大型案件の発注も行われています。

米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%のパフォーマンスボンドを提出する必要がありますが、県内の米

軍が発注する工事については、平成16年頃までは、パフォーマンスボンドが35%程度であったことから、県内建設業者の参入の機会が多くありました。

しかし、県内の米軍が発注する工事の規模が拡大する中で、100%のパフォーマンスボンドを提出する必要性が生じたことから、大型工事になる程、県内建設業者ではボンドの確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況になっております。

このようなことから、県内の基地で実施される米軍発注工事については、建設工事の発注規模を可能な限り分離・分割することや、県内建設業者が入札に参加する場合、過去の工事实績などを考慮して可能な限りパフォーマンスボンドを軽減することなど、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくする必要があります。

IV 安保関連3文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について

要 請

- ア 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保関連3文書」という。）策定の経緯、安保関連3文書の内容について本県に関連する可能性がある事項、本県における今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと。
- イ 地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。
- ウ 相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと。
- エ 今後、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること。
- オ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）における本県の注視区域等の指定にあたっては、自衛隊施設を含む広大な防衛関係施設が所在し、また、多くの国境離島等を抱える本県の実情を踏まえ、真に最小限度のものとする事。
- カ 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針において示されている「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」、「思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない」といった方針を厳格に遵守すること。

理 由

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って様々な意見があるものと承知しております。

こうした中、令和4年12月16日に閣議決定された、安保関連3文書にお

いては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られます。

沖縄県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると認識しております。しかしながら、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

また、重要土地等調査法を巡っては、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、また、宮古島や石垣島等の離島地域においても自衛隊施設の建設が進められ、住民の基地負担軽減が進まない中、注視区域または特別注視区域を指定することについて、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買といった県民の経済活動を含め、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見があります。については、自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について、特段の配慮が必要であると考えます。

沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会

会 長	沖繩県知事	玉城デニ一
副会長	浦添市長	松本哲治
副会長	金武町長	仲間一
会 員	那覇市長	知念覚
〃	宜野湾市長	松川正則
〃	石垣市長	中山義隆
〃	名護市長	渡久地武豊
〃	糸満市長	當銘真栄
〃	沖繩市長	桑江朝千夫
〃	うるま市長	中村正人
〃	宮古島市長	座喜味一幸
〃	南城市長	古謝景春
〃	国頭村長	知花靖
〃	東 村 長	當山全伸
〃	本部町長	平良武康
〃	恩納村長	長浜善巳
〃	宜野座村長	當 眞 淳
〃	伊江村長	名城政英
〃	読谷村長	石嶺傳實
〃	嘉手納町長	當 山 宏
〃	北谷町長	渡久地政志
〃	北中城村長	比嘉孝則
〃	中城村長	浜田京介
〃	渡名喜村長	比 嘉 朗
〃	北大東村長	宮城光正
〃	久米島町長	桃原秀雄
〃	八重瀬町長	新垣安弘
〃	与那国町長	糸数健一